

不当な要望等及び不当要求に係る要望等の記録の公表について

令和元年8月8日及び同年9月5日に発生した不当な要望等に該当する事案（いずれも同一要望者によるもの）について、徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例（以下「条例」という。）第8条第2項に基づき、次のとおり公表します。

令和元年12月16日

徳島市長

事案の概要、講じた措置内容等

年月日	事案の概要	講じた措置内容等
令和元年 8月8日(木)	要望者から秘書課宛てになされた「市長から祝電を出してほしい」との要望（電話）に対して、同課職員が対応できない旨応答したところ、当該職員に対して「ガラクタ」などと暴言を吐いた。その後、別の職員が要望者に改めて電話をした際にも、その対応に対して「クソ」「ポンコツ」等の暴言を繰り返した。 (不当な要望等・不当要求)	当該要望に対しては、対応できない（祝電を出せない）旨、電話により説明した。
令和元年 9月5日(木)	要望者が、公文書公開請求により開示された文書（市長等の祝電等に関連する文書）の閲覧のため、総務課情報公開総合窓口に来訪した際、要望者が職員の対応及び公文書公開請求の手続等に関して苦情を述べる中で、職員を何度も「ポンコツ」などと呼ぶとともに、大声で騒いだ。 (不当な要望等・不当要求)	窓口において大声で非難を始めたことについては、大声をやめることを求めたが、「何デシベルが基準か」などの主張を繰り返すばかりで、求めに応じなかった。そこで、「大声をやめなければ退去してもらおう」旨、3回にわたり警告したが、改善されなかったため、退去を命令した。それでも退去することがなかったため、110番通報を行った。（その後、警察官に付き添われて市役所を立ち去った。）

以上